

平成二十一年七月三日受領  
答弁第六〇二号

内閣衆質一七一第六〇二号

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の  
取り組み等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十一年六月二十二日内閣衆質一七一第五三六号）二及び五から八までについて等でお答えしたとおり、外務省として適切に対応してきていると考えているが、具体的にだれに対して説明等を行ってきたかについては、先方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

二及び三について

先の答弁書（平成二十一年六月二十二日内閣衆質一七一第五三六号）四についてでお答えしたとおり、お尋ねの点は、外務省が行っている情報収集の方法等にも関係することであり、具体的に述べることは、外務省が行っている情報収集活動の情報源が明らかになることにより同情報源からの更なる情報収集が困難になる等、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えを差し控えているものである。

また、三で御指摘のあった二つの事例を単純に比較することは適切ではないと考える。